

平成 29 年  
9 月号

# 濱田会計事務所通信

平成 29 年 9 月 1 日発行 Vol.1

いつもお世話になっております。

今月より事務所通信を発行致します。

普段では、なかなかお話しする時間がなくお伝え出来ていない事や、直接的に関係のない様な事柄でも知って頂くと便利な事、是非知っておいて頂きたい事などを定期的に発信して参りたいと思います。

記載内容についてのご質問や、今後記載してほしい事柄、ご要望等ございましたらお気軽にご連絡下さい。

これから何卒宜しくお願い申し上げます。

## <税務/会計ピックアップ>

### 平成 30 年分の所得税から配偶者控除が変わります。

平成 30 年以降分の所得税から、配偶者控除及び配偶者特別控除が以下の通り見直されることとなりました。住民税も同様に改正されます。

- ① 配偶者控除において、所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が「103 万円」から「150 万円」に引き上げられます。
- ② 配偶者の年収が「150 万円」を超えても、段階的に減額される配偶者特別控除額を年収 201 万円未満まで適用できるようになります。
- ③ これまでは配偶者特別控除にのみ設定されていた控除を受ける人の所得要件が、配偶者控除にも適用されることとなります。控除を受ける人の年収が 1120 万円を超えると徐々に控除額が縮小し、1220 万円でゼロに。配偶者のパート収入が 150 万円以下であっても、控除を受ける人の年収が 1220 万円以上になると配偶者控除は一切受けられなくなります。

まとめますと控除を受ける人の年間給与収入が 1120 万円（一月あたり 933,333 円）以上の方は税金が増加し、配偶者の年間給与収入が 103 万円を超えて 201 万円までの人は税金が減額される事となります。

役員報酬の額を検討される際や従業員の源泉所得税の計算や年末調整の際にはご注意ください。

また、この改正は所得税と住民税に関する改正ですので、社会保険の扶養の範囲については別途ご注意をお願いします。



<相続税のお話し>

## 相続税の基礎知識

平成 25 年度の税制改正により、平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続から基礎控除額が減額されました。改正前の基礎控除額は 5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数でしたが改正後は 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数と 40% の減額となります。

国税庁の資料によると平成 27 年中に亡くなられた方（被相続人数）は約 129 万人（平成 26 年約 127 万人）、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約 10 万 3 千人（平成 26 年約 5 万 6 千人）で、課税割合は約 8.0%（平成 26 年約 4.4%）となっており、平成 26 年より 3.6 ポイント増加となっています。

相続税額のない申告書（特例を受けることにより相続税の納税額がなくなる場合がありますが、相続税の申告書の提出は必要です）に係る被相続人数は平成 26 年は 16,895 人、平成 27 年は 30,027 人いますので、平成 27 年中に亡くなられた方のうち申告書の提出対象となった方の割合は約 10.3%（平成 26 年約 5.7%）となります。

これまで、相続税がかかる人は亡くなった人 100 人に対して 4、5 人で、「相続税なんて私には関係ない」という方も多かったと思いますが、現在は亡くなった人 100 人に対して 10 人の割合で相続税を考えなければならなくなりました。



相続税の申告は一生に一度あるかないかの事ですが、前もって十分に準備している場合とそうでない場合では大きな違いがあります。思いもかけない税負担が生じる可能性もありますので少しでもご心配のある方は是非お気軽にご相談下さい。

## 事務所からのお知らせ

事務所のホームページをリニューアルしました。  
発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載する予定です。

平成 29 年 10 月 27 日(金)と平成 29 年 11 月 11 日(土)の午後にイーグレ姫路で相続セミナーを開催致します。  
詳細は後日ご案内致します。



濱田会計事務所  
〒670-0053  
兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3  
TEL : 079-229-9041  
Fax : 079-229-9049  
E-Mail : info@hamadakaikei.jp  
URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、  
相続のこと・・・  
一緒に考えましょう！

